

公益財団法人神奈川県福利協会福利厚生事業実施規程

昭和55年4月1日制定

平成24年3月29日 一部改正

平成29年4月 1日 一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会（以下「本会」という。）退職共済規程第2条第2項第1号に基づき実施する福利厚生事業の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、民間社会福祉事業従事者（以下「従事職員」という。）の福祉向上のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 短期給付事業
- (2) 貸付事業
- (3) その他の福利厚生事業

第2章 短期給付事業

第1節 通 則

(給付の種類)

第3条 短期給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 慶弔金
- (2) 退会一時金

(給付の請求)

第4条 給付を受ける場合、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）は、給付の対象となる事実が発生してから、速やかに別表1に定める請求書（様式1号）に添付書類を添えて共済契約者等を経由して本会に提出しなければならない。ただし、受給権者が死亡した場合は、その遺族とする。

2 前項の遺族の範囲は、退職共済規程第25条の規定を適用する。

(給付金の支給時期)

第5条 給付金は、前条の請求のあったときから原則として2ヶ月以内に共済契約者等を経由して支給する。

第2節 慶弔金

(種類)

第6条 慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 死亡弔慰金

(給付条件及び額)

第7条 前条の慶弔金の給付条件及び額は別表2のとおりとする。

第3節 退会一時金

(給付条件及び額)

第8条 加入者が加入期間6ヶ月以上1年未満で退会した場合、10,000円を支給する。

第3章 貸付事業

(貸付金)

第9条 第2条第1項第2号に基づく貸付事業は、生活資金並びに住宅・土地資金とし、別に定めるところにより行う。

第4章 その他の福利厚生事業

(その他の事業)

第10条 その他の事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業収入、共済積立金運用益等を活用した福利厚生事業
- (2) 長期加入者顕彰
- (3) その他理事長が運営委員会に諮り必要と認めた事業

第5章 補 則

(権利の消滅)

第11条 本制度にもとづく給付を受ける権利は、給付対象となる事実が発生してからこれを1年間行わないときは、消滅する

(受給権の処分禁止)

第12条 この規程による給付を受ける権利は譲渡し、または、担保に供することはできない。

(実施の細目)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成24年3月29日理事会決議)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月16日理事会決議)

別表 1

種別	請求書の名称	添付書類	様式
結婚祝金	短期給付金請求書		様式1号
死亡弔慰金	同上	死亡診断書(写)	同上
退会一時金	同上		同上

別表 2

種別	受給要件	給付額
結婚祝金	加入者が結婚したとき	10,000円
死亡弔慰金	加入者が死亡したとき	30,000円